対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（対内直接投資等の定義に関する事項）	（対内直接投資等の定義に関する事項）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
5　令第二条第九項第六号ロ及び第十一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。	［項を加える。］
一　取締役の選任又は解任	
二　取締役の任期の短縮	
三　次に掲げる定款の変更	
イ　目的の変更に係るもの	
ロ　会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八条第二項第八号又は第九号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合において当該各号に定める事項	
四　会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等	
五　会社の解散	
六　会社法第七百八十二条第一項に規定する吸収合併契約等	
七　会社法第八百三条第一項に規定する新設合併契約等	
（対内直接投資等の届出等）	（対内直接投資等の届出等）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
3　令第三条第一項第七号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。	3　令第三条第一項第七号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。
一　組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式若しくは持分又は当該株式若しくは持分に係る議決権の取得	一　組織変更前の会社の株式又は持分を所有するものによる当該株式又は持分に代わる組織変更後の会社の株式又は持分の取得
［二～四　略］	［二～四　同上］
五　会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式若しくは当該株式に係る議決権の取得又は株式への一任運用（令第二条第九項第三号に掲げる株式への一任運用（同号イに掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。以下同じ。）	五　会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八十五条に規定する株式無償割当てによる株式の取得又は株式への一任運用（令第二条第十項に規定する株式への一任運用をいう。以下同じ。）
六　株式会社が会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式又は同法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権、社債若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用	六　株式会社が会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式又は同法第二百七十三条第一項に規定する取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式、持分、社債若しくは出資証券の取得又は株式への一任運用